

パートナーシップ構築宣言等に関する 現状と今後の取組

令和4年10月11日

経済産業省

大企業におけるパートナーシップ構築宣言の拡大

- 中小企業による価格転嫁の円滑化、サプライチェーン全体の付加価値向上の観点から、取引先を多く抱える**大企業において幅広く宣言**していただくことが重要。
- このため、**宣言に関する政策的インセンティブの拡充**を進めているところ。

1. コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（今年7月改訂）への位置付け

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について取締役会が監督することが有益である。

※昨年6月に改訂された**コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。

2. 宣言企業の申請に対する補助金における加点の他省庁に拡大した例

① モーダルシフト等推進事業費補助金

【国土交通省】

➡ 物流の総合効率化計画の策定のための**調査事業**や**モーダルシフト等の初年度の経費**などを支援。

② 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業【農林水産省】

➡ **価格が高騰している輸入食品原材料の切替**をした**新商品等の生産・販売**や、**新たな生産方法の導入**等の取組を支援。

主要団体の企業における宣言の状況

- 物価高や地球温暖化対策など、サプライチェーン全体で取り組む必要がある社会的な課題が山積している中、「パートナーシップ構築宣言」の更なる拡大が、強く期待されている。
- 模範となる団体の代表的な企業での宣言の有無の状況について、取引先企業等への情報提供の観点から、別紙のとおり一覧として公表する。

【公表対象】

以下の3つの団体の正副会長企業を対象とする。

- ①我が国経済の発展に重要な役割を担っている総合経済団体
- ②地域経済を支える各地域ブロック単位の総合経済団体
- ③取引適正化に係る自主行動計画を策定し、取引適正化へのコミットメントを表明している業界団体

【宣言状況の全体概要】（10月7日時点）

全体で365社/410社(89.0%)が宣言済み

日本経済団体連合会	19社/19社(100%)が宣言済み
日本商工会議所	12社/12社(100%)が宣言済み
地域総合経済団体	8団体 91社/95社(95.8%)が宣言済み
自主行動計画策定済の業界団体	50団体 243社/284社(85.6%)が宣言済み

(※一部企業については、複数の団体の正副会長を務めているため、重複して計上している。)

宣言の取組状況調査の概要

- 宣言企業の取組状況を把握し、実効性の向上につなげるため、**宣言企業への調査**に加えて、**下請企業への調査を初めて実施**。

宣言企業調査（宣言企業の自己評価）

- 調査対象：2022年7月22日時点で宣言を行っているパートナーシップ構築宣言企業
- 調査票の配布企業数：11,212社（うち、資本金3億円超の大企業は794社）
- 調査期間：7月25日～9月12日
- 回答した宣言企業数：5,133社（うち、大企業は550社）
- **回答率：約46%(大企業は約69%)**

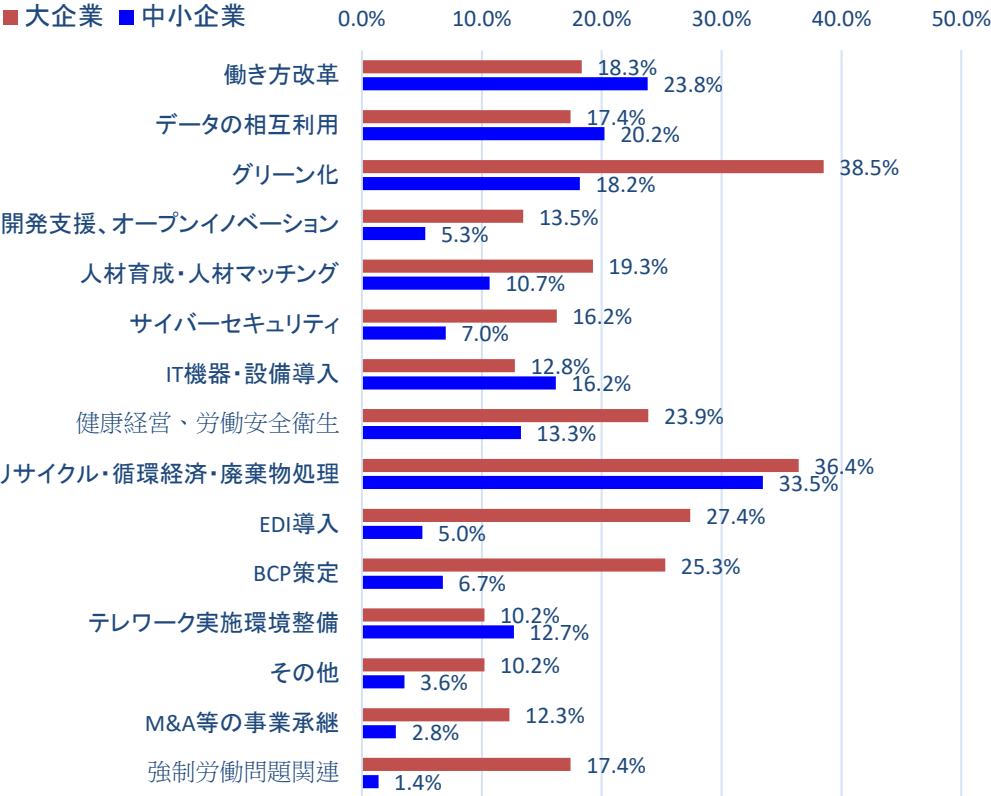
下請企業調査（下請企業による宣言企業の評価） ※下請企業は発注側企業を最大6社まで選択して回答

- 調査対象：2022年7月1日時点の資本金3億円超のパートナーシップ構築宣言企業のうち、3社以上と取引実績をもつ受注側企業
- 調査票の配布企業数：30,000社
- 調査期間：8月5日～9月7日
- 回答した下請企業数：3,478社
- **下請企業5社以上から回答の集まった宣言企業数：160社**
- **回答率：約11.6%**

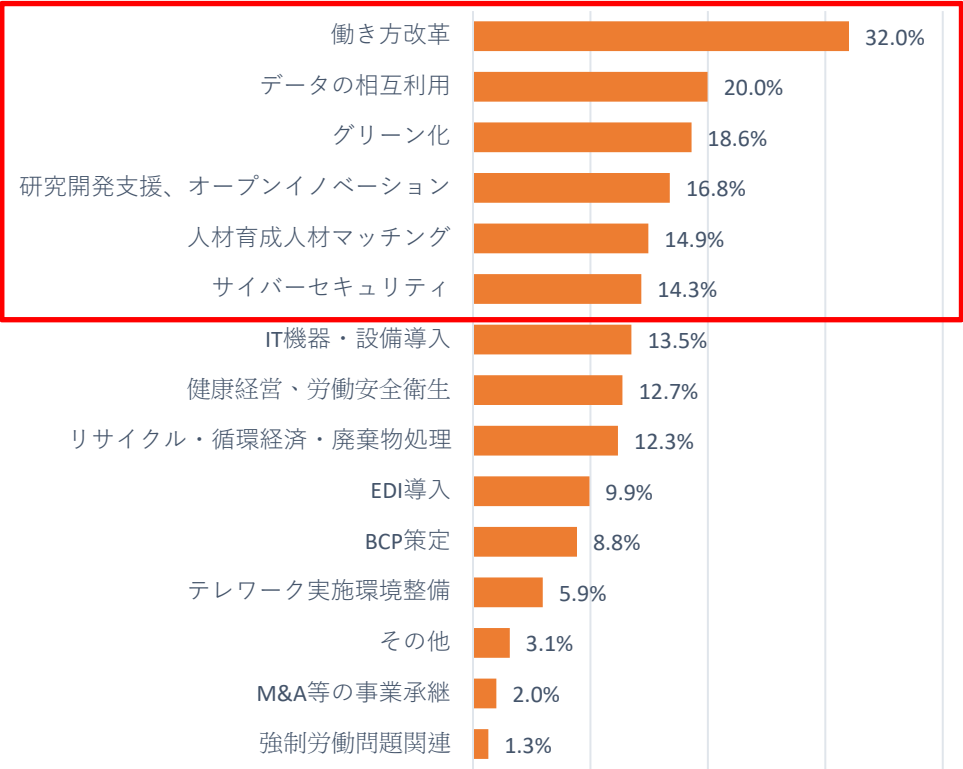
宣言企業のサプライチェーン全体での新たな連携の取組状況

- 宣言内容の1つ目の柱である「**サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携**」の取組状況について、宣言企業調査と下請企業調査の両調査で確認。
- 下請企業から期待の高い取組は、「働き方改革の取組支援」、「データの相互利用」、「グリーン化支援」、「オープンイノベーション」、「人材支援」、「サイバーセキュリティ」など。

サプライチェーンの課題への対応、共存共栄に向けて、取引先と連携や支援している取組はあるか（**宣言企業調査**、複数回答）
(n=2966)



発注側企業(パートナーシップ構築宣言企業)に対して行ってほしい支援や連携の取組はあるか。（**下請企業調査**、複数回答）
(n=1312)



宣言企業における新たな連携での優良な取組事例

- 下請企業からの期待が高い分野において、以下のような宣言企業と取引先との優良な取組事例が確認された。
- 宣言の1つ目の柱の「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」では、**直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける**（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことも盛り込まれており、こうした**取組が拡大していくことが重要**。

働き方改革の取組

生産用機械器具製造業 A社

- ✓ 取引先への実地訪問を行い、労働環境項目を含め評価を実施し改善へつなげている。
- ✓ また、労働環境項目も含めたアンケートを実施することでスコアリングを行い、優良取引先を表彰。

グリーン化の取組

電気機械器具製造業 B社

- ✓ 取引先や関係企業から温室効果ガス削減、循環型モノ作りに関してアイデアを集める活動を実施しており、優秀な提案については企業を表彰を行っている。

サイバーセキュリティ対策

電子部品・デバイス・電子回路製造業 C社

- ✓ 取引先に対するセキュリティ対策状況のアンケート調査と、取引先のシステムの脆弱性診断を行い、結果を点数化してフィードバック。
- ✓ さらに、点数の低い取引先には個別にアドバイスする等の支援を実施。

宣言企業の取引適正化への取組状況①

- 下請企業調査においては、宣言において遵守することとなっている、取引適正化の重点 5 課題への宣言企業の取組状況も調査。
- 価格協議については、約85%が全ての下請企業に応じている。
- 価格転嫁については、約半数が 4 ～ 6 割程度の転嫁を受け入れている。

取引適正化重点 5 課題の下請企業による宣言企業の評価

(1) 価格決定方法の適正化

①価格協議について (N=110)

- ・全ての下請に対して価格協議に応じた : 94社 (85.5%)
- ・9割以上の下請に対して価格協議に応じた : 12社 (10.9%)
- ・8割以上の下請に対して価格協議に応じた : 4社 (3.6%)

②価格転嫁について (N=110)

- ・7～9割程度の価格転嫁を受け入れた : 52社 (47.3%)
- ・4～6割程度の価格転嫁を受け入れた : 54社 (49.1%)
- ・1～3割程度の価格転嫁を受け入れた : 4社 (3.6%)
- ・価格転嫁に受け入れられなかった : 0社

③不合理な価格引き下げの要請 (N=160)

- ・5割以上の下請けに対して要請があった : 0社
- ・2割超～5割未満の下請けに対して要請があった : 3社 (1.9%)

宣言企業の取引適正化への取組状況②

- 型取引、支払条件、知財、働き方改革について、下請中小企業振興法の振興基準に照らし、問題となりうる行為を指摘された宣言企業も存在。

取引適正化重点5課題の下請企業による宣言企業の評価

(2) 型取引の適正化 (N=47)

- ・ 5割以上の下請が無償で型管理を求められた : 4社 (8.5%)
- ・ 2割超～5割未満の下請が無償で型管理を求められた : 15社 (31.9%)

(3) 支払条件の改善 (N=160)

- ・ 5割以上の下請が手形の支払において割引料を負担している : 19社 (11.9%)
- ・ 2割超～5割未満の下請が手形の支払において割引料を負担している : 37社 (23.1%)

(4) 知的財産・ノウハウの保護 (N=160)

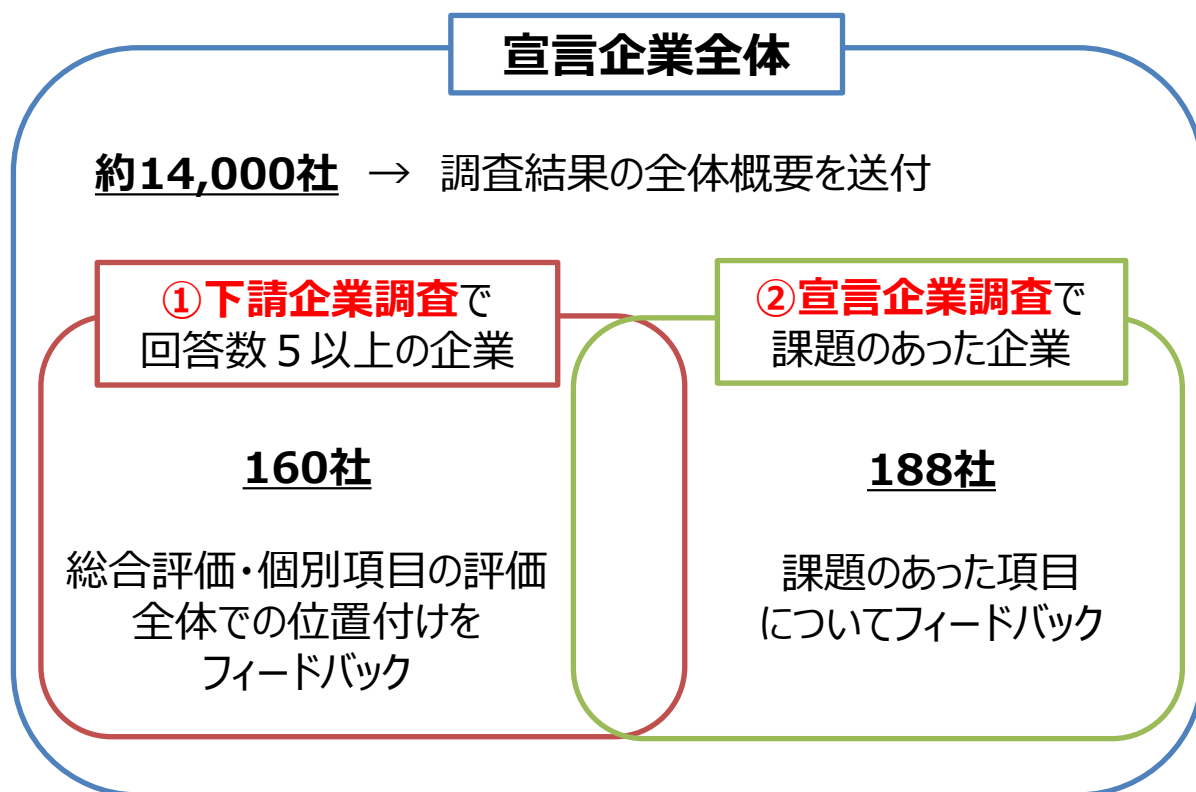
- ・ 5割以上の下請との間で、知財取引が片務的契約となっている/契約がない : 0社
- ・ 2割超～5割未満の下請との間で、知財取引が片務的契約となっている/契約がない : 4社 (2.5%)

(5) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止 (N=160)

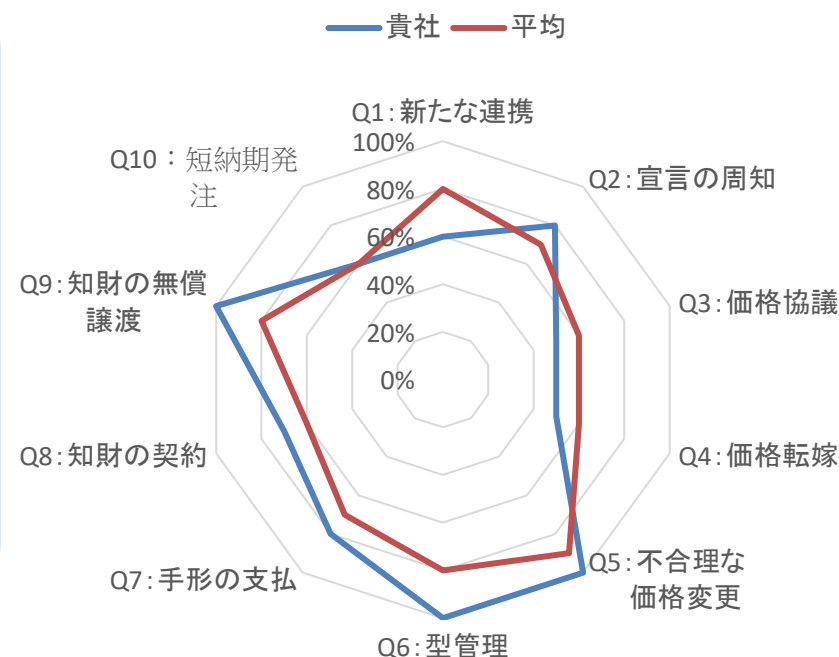
- ・ 5割以上の下請が追加料金なく短納期発注や急な仕様変更をされた : 0社
- ・ 2割超～5割未満の下請が追加料金なく短納期発注や急な仕様変更をされた : 12社 (7.5%)

調査結果の宣言企業フィードバックについて

1. 両調査結果の概要を全宣言企業（約14,000社）に送付するとともに、11月にシンポジウムを開催して調査結果に基づき優良事例を表彰する。
2. 個別の調査結果については、以下の通りフィードバックを行う。
 - ① 下請企業調査の結果： 下請企業 5 社以上から評価の集まった宣言企業160社へ。
 - ② 宣言企業調査の結果： 宣言内容への抵触が認められた宣言企業188社へ。



下請企業調査結果の各企業への
フィードバックのイメージ



パートナーシップ構築シンポジウム

- パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、意義の浸透、実効性の向上と、サプライチェーン全体での協力拡大に向けた機運醸成を目的としたシンポジウムを11月に初めて開催予定。
- 調査結果をもとに、優良な宣言企業については表彰を行うとともに、優良取組企業によるプレゼンテーション等も実施。

シンポジウムの概要

日時：2022年11月25日（金）16：00～17：30

会場：ベルサール虎ノ門

※オンライン配信を組み合わせたハイブリッド形式を予定

主催：経済産業省

後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所

プログラム（予定）

- ・開会挨拶（西村 経済産業大臣）
- ・基調講演（オムロン株式会社 立石 文雄 取締役会長）
- ・優良企業の表彰（審査委員長 伊藤 邦雄 一橋大学名誉教授）
- ・優良な取組事例のプレゼンテーション
- ・閉会挨拶

など

パートナーシップ構築シンポジウム

2022年11月25日

日時
2022年11月25日（金）
16：00～17：30

会場
ベルサール虎ノ門
東京都港区虎ノ門2-2-1
住友不動産虎ノ門タワー

お申し込み
<http://www.XXX.XXX.jp>

プログラム
開会あいさつ
基調講演
優良企業表彰
優良取組のプレゼンテーション
閉会あいさつ

お問い合わせ
パートナーシップ構築シンポジウム事務局
TEL: 000-000-0000

こちらのQRコードからもお申し込み頂けます

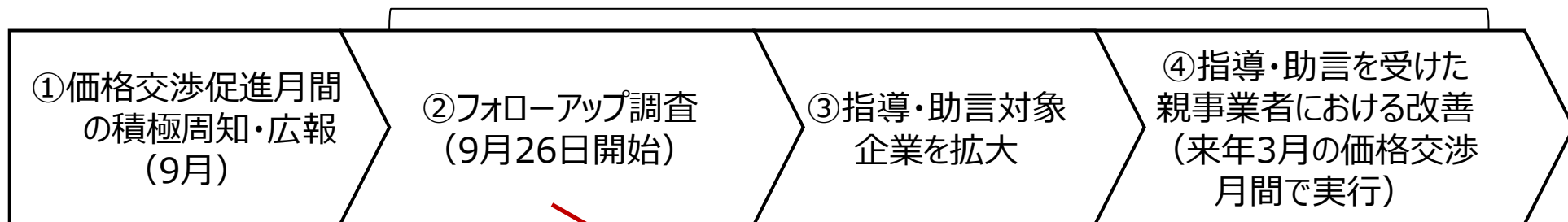
取引適正化の取組

9月の価格交渉促進月間と今後の取組

- 9月の価格交渉促進月間の開始にあたり、岸田総理・西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。また、約1600の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。あわせて、中小企業向けに、下請法や価格交渉に関する講習会も実施。
- フォローアップとして、親事業者ごとに、価格協議及び価格転嫁について質問するアンケート調査票を中小企業15万社に対して発送。また、下請Gメンによる中小企業約2千社へのヒアリングも実施。
- 今後、10月下旬までに、できる限り多くの中小企業に回答を呼びかけ、取りまとめを実施。業界別の順位付けや指導・助言企業の対象となる親事業者の選定等を実施予定。
- また、中小企業における価格交渉の実例を踏まえ、価格交渉の参考となる資料を作成の上、中小企業団体等と連携し、交渉の準備を行う中小企業向けに普及・啓発を図る。

<現在>

<今後の予定>



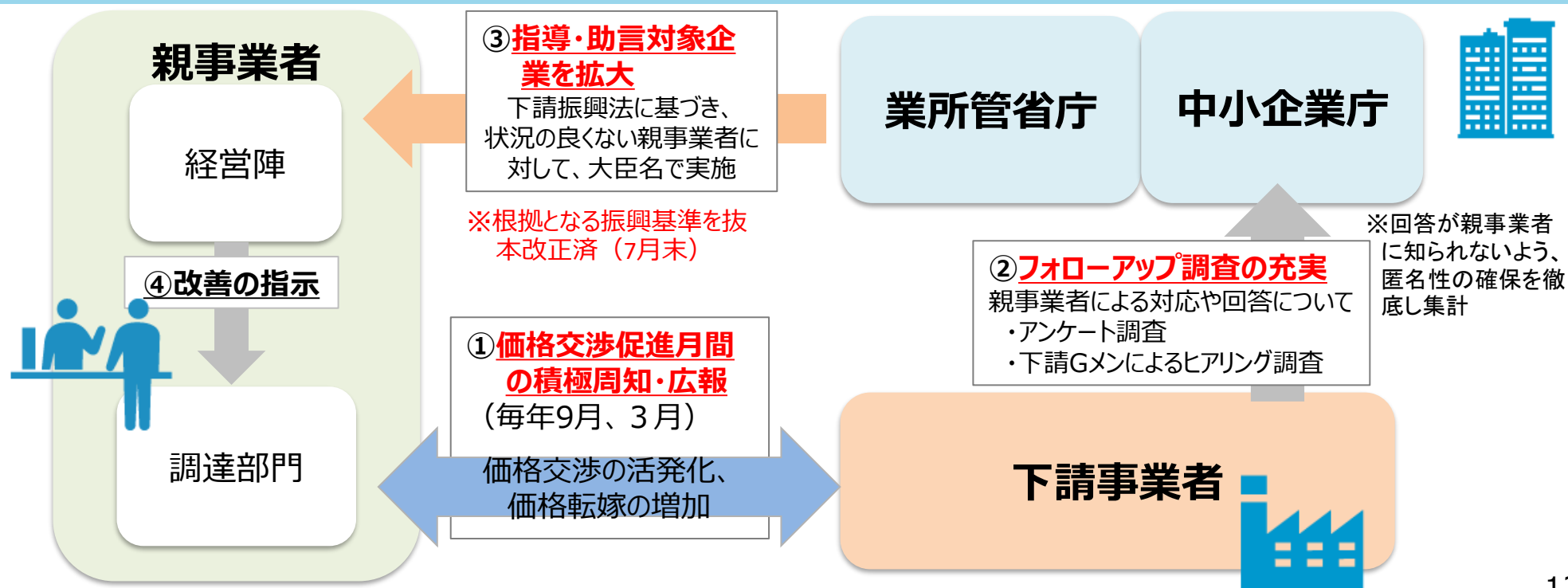
9月下旬から、フォローアップ調査を開始。

①中小企業15万社への調査票を配布予定（回答期限：～10月21日）

②下請Gメンによる約2千社へのヒアリングを開始

(参考) 価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。
※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先に対する調査が一巡する予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対し、本年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施（2022年3月の価格交渉促進月間の結果を踏まえた指導・助言も9月から実施）。指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 今回は、積極広報・周知により実効性を向上し、フォローアップ調査を充実させるとともに、7月に抜本改正した下請振興基準を活用し、指導・助言の対象企業を拡大する。
- 実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



(参考) 下請Gメンヒアリングに基づく主な事例

- 発注側企業との価格交渉・価格転嫁の状況について、下請Gメンがヒアリングした代表的事例は下記の通り。

○ 良い事例

- 継続受注品は、原材料の上昇の都度、労務費やエネルギーも含めて値上げ要請する。価格交渉に協力的で、ほぼ満額回答である。(化学)
- 原材料の金属などの値上がり分の価格転嫁は100%認められた。この取引先からは原材料価格は時価で自動的に上下するようにしようと提案されている。原材料価格も常に把握しており、見積もりに上昇した価格の反映を助言してくれる。(機械製造)
- 取引先から、価格交渉促進月間に伴う、材料等の値上げ申請の案内書面が3月末にメールで届いた。値上げ申請が必要な事業者は提出してくださいという内容で、購買担当者からフォローの電話もあり、初めてのことであった。(電機・情報通信機器)

▲ 問題のある事例

- ▲ あらゆるコストが上がっているため、再三価格改定を申し入れているが、購買担当者から「値上げを言える立場か？」と言われる。(機械製造)
- ▲ 原材料や輸送費用、ガス代等の値上げ状況をグラフ化し、交渉したが、全く値上げに応じてくれない。数十年の取引で一度もミスなく、仕事の評価も最高ランクを得ているが、価格交渉すると「他社は言ってくるよ」、「競争力が無いということです」と言われた。(電機・情報通信機器)
- ▲ 価格交渉時に「他の同業他社からは値上げの要請は無い」「同業他社が頻繁に売り込みに来ているんだよね」などと他社への乗り換えを匂わすような物言いをされることが多く、適正にコストを転嫁することができない。(卸売)
- ▲ 3月に、継続品の価格について材料費に絞って、紙の価格が更に上昇する数ヶ月後からの転嫁要請をしたが、協議する姿勢は無く、転注もほのめかされ、受け入れてくれなかった。(紙・紙加工)

(参考) 下請中小企業振興法「振興基準」改定 (2022年度)

- 「振興基準」は、下請振興法第3条に基づく大臣告示であり、同法第4条に基づく「指導・助言」の根拠となるとともに、業種別ガイドライン、自主行動計画、パートナーシップ構築宣言のひな形の策定に参照されるもの。
- 「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月10日公表)、「転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月27日閣議了解)等で決定した取引適正化に向けた取組方針を裏付け・下支えし、産業界に提示するため、7月末に改定。

【改定による主な新規追加事項】(親事業者が求められる取組の内容)

1) 価格交渉・価格転嫁

- ①毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉え、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこと
- ②労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した下請事業者からの申出があった場合、遅滞なく協議を行うこと
- ③下請事業者における賃金の上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定すること

2) 支払方法・約束手形

- ①下請代金は、物品等の受領日から起算して60日以内において定める支払期日までに支払うこと
- ②令和8(2026)年の約束手形の利用廃止に向け、できる限り、約束手形を利用せず、また現金払いを行うこと

3) パートナーシップ構築宣言

- ①パートナーシップ構築宣言を行い、定期的に見直すこと。また、社内担当者・取引先に宣言を浸透させること

4) 知財取引・その他

- ①下請事業者の秘密情報(ノウハウ含む)の提供や開示を強要しないこと
- ②下請事業者の直接的な利益に十分に配慮した協議や書面等での合意を行わずに、協賛金、協力金等を要請しないこと
- ③取引上の交渉の際に、威圧的な言動による交渉を行わないこと

➡ 改定した「振興基準」は、業界団体の「自主行動計画」の改定や、個社への「指導・助言」に活用(7月29日施行)